注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、いわき市役所又は福島地方法務局いわき支局に照会すること。

平成二十五年一月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

福島県石城郡渡辺村大字田部字渡部三十二番地

江尻　利光

○法務省告示第二十七号

さいたま地方法務局久喜支局に備えてあった蓮田市椿山三丁目弐壱六番六参九の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十五年一月十八日から平成二十五年四月十八日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成二十五年一月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

○法務省告示第二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表ホリー株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

ホリー株式会社	東京都江東区富岡二丁目九番十一号	溶接

○外務省告示第十五号

平成二十四年十一月二十八日、国際連合安全保障理事会において、コンゴ民主共和国情勢に関し、武器禁輸措置等の期限を平成二十六年二月一日まで延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十五年一月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

二千十二年十一月二十八日に国際連合安全保障理事会がその第六千八百七十三回会合において採択した決議第二千七十八号（二千十二年）

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国に関する従前の決議及び議長声明を想起し、

コンゴ民主共和国及び地域の全ての国の主権、独立、統一及び領土保全に対する強い支持を再確認し、不干渉、善隣及び地域協力の原則を完全に尊重する必要性を強調し、

コンゴ民主共和国の領域内の安全を確保すること並びに法の支配、人権及び国際人道法を尊重して自国民を保護することに対する同国の主要な責任を強調し、

決議第千七百七十一号（二千七年）に従って設置され、決議第千八百七号（二千八年）、第千八百五十七号（二千八年）、第千八百九十六号（二千九年）、第千九百五十二号（二千十年）及び第二千二十一号（二千十一年）に従って延長されたコンゴ民主共和国に関する専門家グループ（以下「専門家グループ」という。）の中間報告書（S／二〇一二／三四八）、その補遺（S／二〇一二／三四八／Add.一）及び最終報告書（S／二〇一二／八四三）並びにその勧告に留意し、

三月二十三日運動（M23）による継続中の軍事活動に起因する、コンゴ民主共和国東部において急速に悪化する治安上及び人道上の危機に対する深い懸念を改めて表明し、

部隊増援、戦術的助言及び装備の補給を含め、M23に対するいかなる及び全ての外部からの支援に対する強い非難を改めて表明し、そのような支援がM23に対して提供され続けていることを示す報告や主張に深い懸念を表明し、

決議第千五百三十三号（二千四年）、第千八百七号（二千八年）、第千八百五十七号（二千八年）、第千八百九十六号（二千九年）、第千九百五十二号（二千十年）及び第二千二十一号（二千十一年）に違反するコンゴ民主共和国の域内における及び域内への武器の継続的で不正な流通及び流入を非難し、コンゴ民主共和国に関する決議に規定された武器禁輸及びその他の措置の実施を引き続き注意深く監視する決意を宣言し、

アフリカ大湖地域の紛争を増加及び悪化させる主要な要因の一つとして、天然資源の不法な搾取、これら資源の不正な取引並びに武器の拡散及び密売の関連性を想起し、天然資源の不法な搾取に対する大湖地域国際会議（ICGLR）の地域的取組の継続を奨励し、

コンゴ民主共和国の東部地域の文民に対する深刻な人権侵害及び人道法違反（M23及び他の武装集団によって実行されている、即決処刑、性的及びジェンダーに基づく暴力並びに大規模な児童兵の徴用及び使用を含む。）が持続していることに重大な懸念をもって留意し、

児童に対する暴力及び性的暴力行為に責任を有する個人を含め、全ての犯罪実行者が逮捕され、司法手続に付され、適用可能な国際法の違反の責任を問われるよう要請し、

コンゴ民主共和国東部において平和と安全を回復するための国際連合事務総長、大湖地域国際会議（ICGLR）、南部アフリカ開発共同体（SADC）及びアフリカ連合の取組を歓迎し、

コンゴ民主共和国東部の情勢に対処するため、二千十二年七月十五日、二千十二年八月七日及び八日、二千十二年九月八日、二千十二年十月八日及び十一月二十四日に特別首脳会合を開催したICGLR議長の取組を歓迎し、

女性、平和及び安全、児童及び武力紛争、並びに、武力紛争における文民の保護に関連する全ての決議を想起し、

全ての当事者に対し、国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）と全面的に協力するよう要請し、平和維持隊員に対するいかなる攻撃にも対する非難を改めて表明し、そのような攻撃に責任を有する者は司法手続に付されなければならないことを強調し、

コンゴ民主共和国における事態が、地域において国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成していることを決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千八百七号（二千八年）1の規定により課される武器に関する措置を二千十四年二月一日まで延長することを決定し、同決議2、3及び5の規定を再確認する。

2　決議第千八百七号（二千八年）6及び8の規定により課される輸送に関する措置を、上記1の規定に定める期間、延長することを決定し、同決議7の規定を再確認する。

3　決議第千八百七号（二千八年）9及び11の規定により課される金融上及び渡航上の措置を、上記1の規定に定める期間、延長することを決定し、決議第千八百五十七号（二千八年）4の規定に定める個人及び団体に関する決議第千八百七号（二千八年）10及び12の規定を再確認し、それらの措置と関連して、決議第千八百七号（二千八年）10及び12の規定を再確認する。

4　上記3に規定する措置を、委員会により指定される次の個人及び適当な場合には団体に適用することを決定する。

(a)　上記1の規定に従って加盟国がとった措置に違反して行動する者又は団体

(b)　コンゴ民主共和国において活動する外国人武装集団の政治的及び軍事的指導者であって、それら集団に所属する戦闘員の武装解除及び自主的な帰還又は再定住を妨害する者

(c)　コンゴ民主共和国の外部から支援を受けているコンゴ人民兵の政治的及び軍事的指導者であって、それらの戦闘員の武装解除、動員解除及び再統合の過程への参加を妨害する者

(d)　コンゴ民主共和国において活動し、適用可能な国際法に違反して武力紛争において児童を徴用し又は使用する政治的及び軍事的指導者